

御船町農業委員会会議録

平成 30 年 6 月 11 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 6 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 11 日（月）午後 1 時 30 分から 2 時 15 分
2. 場 所 保健センター2階 会議室
3. 主席委員（14 名）
 - 会 長 1 番 富田 早苗
 - 会長職務代理者 2 番 荒木 義一
 - 委 員 3 番 野田 孝光
 - 委 員 4 番 西橋 孝志
 - 委 員 5 番 荒木 崇
 - 委 員 6 番 大西 敬一
 - 委 員 7 番 池田 賢治
 - 委 員 8 番 福島 則義
 - 委 員 9 番 藤本 隆盛
 - 委 員 10 番 田端 幸治
 - 委 員 11 番 芥川 誠
 - 委 員 12 番 藤岡 雅子
 - 委 員 13 番 山本富士夫
 - 委 員 14 番 竹崎 幸雄
 - 欠席委員 無
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 30 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 6 議案第 31 号 農地中間管理事業推進に関する法律第 19 条第 3 項について
 - 7 議案第 32 号 農地法の運用について第 4（3）非農地について
 - 6 報告第 10 号 耕作証明書発行の件について
 - 7 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日は、10 番田端委員の欠席の届出がありました。農地利用最適化推進委員さん方も出席いただいております。ありがとうございます。只今より平成 30 年 6 月の総会を始めさせていただきます。本日は、13 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第 6 条に基づき委員 13 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 30 年 6 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。天気が落ち着かなくて、私事ではありますが、やっと、麦刈りが終わりました、今から田んぼを打って田植の準備に入りたいと思っております。これからさき農家のビッグイベントの田植がありますので、皆さん体に留意され田植を行っていただきたいと思います。さっそくではあります、平成 30 年 6 月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。6 番 大西委員
7 番 池田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 29 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。

議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
平成 30 年 6 月 11 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

今月は、3条・4条の申請はございませんでした。

次のページをご覧ください。

農地法第5条申請 5件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇 △番△ 地目 畑 面積△m²
譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△
(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：工場

理由：所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇字〇〇△番△ 地目 田 面積△m²
譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的：宅地拡張

理由：所有権移転（県許可）

③ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△番△ 地目 田 面積△m²
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的：宅地拡張

理由：所有権移転（県許可）

④ 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇△番 地目 畑 面積 △m²
譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇町〇〇△
〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇〇字〇〇△番 地目 田 面積 △m²。
譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 大字〇〇△
有限会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宿泊施設

理由：賃借権設定（県許可）

以上 5 件 5 筆となります。お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。5 件 5 筆です。まず、申請番号 ①番の担当 9 番委員より許可要件等の説明をお願いいたします。

9 番

はい、資料の 20 ページをご覧ください。

議案第 29 号 受付番号① 有限会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○

場所から説明いたします。説明資料の 5 ページをご覧ください。

申請地は、○○○から入った住宅および工場等が建ち並んだ一角であります。説明資料の 2 ページをご覧ください。実質審査表です。農地の区分は第 2 種農地と判断しております。面積は△㎡で、転用目的は、食品油の製造工場であります。申請者は、熊本地震により工場が被災し、立地条件の良いことから今回の申請地を購入することになったため農地法第 5 条申請に至りました。

一般基準としては、問題なく適当と判断しております。申請地は、宅地化しており、隣接する農地はありません。雨水は、町道の側溝へ放流する計画であります。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後、町道側溝へ放流する計画であります。排水同意も得ております。このようなことから、総合判断としては、許可相当と判断致します。皆様の審議の程をよろしくお願いいたします。 以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。9 番委員より説明がございましたが、○○地区の推進委員意見等がございましたらお願いいたします。

推 3 番

9 番委員が説明された通りであります。疑問に思った所ですが、油を搾る場合匂い等は発生しないか確認いたしました。月に 1 回程度搾っているが、以前の場所では問題は無かったと伺っております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、委員の皆さんから意見等がございましたらお願いいたします。しばらくして

意見がないようですので、この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で、承認いたし

- ます。意見書を付けて県へ提出いたします。
- 議 長 申請番号②番の説明を 5 番委員お願いいたします。
- 5 番 はい、議長申し訳ありませんが、申請番号②③は、まとめて審議していただいてよろしいでしょうか。
- 議 長 今、5 番荒木委員より②③をまとめて説明してよいか伺っておられますが、皆さんよろしいでしょうか。
- 意見がないようですので、②③をまとめて説明をお願いいたします。
- 5 番 はい、ありがとうございます。
- 現地確認へ参りました。場所と致しましては、11 ページに掲載してあります。〇〇さんと、〇〇さんの宅地拡張であります。2 軒の住宅擁壁が地震により傾いておりますので、擁壁を取壊して新しく作るため、宅地の拡張が必要となったためであります。9 ページをご覧ください。
- 農地の区分と致しましては、第 2 種農地であります。第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であります。面積としてはそれぞれ、 $\Delta \text{m}^2 \cdot \Delta \text{m}^2$ であります。
- 一般基準としては、1 から 8 までを検討した結果は、適当と判断しております。許可相当と判断致しました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。震災による復旧工事の為の申請でありました。〇〇地区担当の推進委員から意見があればお願いいたします。
- 事務局 推進委員が、所用で欠席されるとのことで、事務局からより意見を伺っております。代弁いたします。この案件につきましては、何も問題ないと判断致しますと、伺っております。以上事務局より報告いたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この案件につきまして、ご意見・質問等はございませんか。
- ②③番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願い。
- はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番、担当の 9 番委員お願いいたします。
- 12 番 はい、場所の説明で、23 ページをご覧ください。申請地は、

〇〇〇前の信号から左折し 100m程行った右手になります。現地確認へ参りました。説明資料 21 ページをご覧ください。実質審査表です。農地区分は第 1 種農地であります。面積は、△m²です。転用目的は、個人住宅建設です。一般基準の①番から⑩番におきまして、適当と判断致します。申請地は 1 種農地であります。排水同意や隣接住民からの同意も得ております。計画面積も妥当と判断致します。雨水に関しては、既設側溝へ放流・生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理水を側溝へ放流する計画であります。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆様方の審議をよろしく願います。

議 長

はい、ありがとうございます。ではこの案件に、ご意見・質問等がございましたら願います。

無いようでございますので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号⑤番の説明を 12 番委員願います。

12 番

はい、41 ページをご覧ください。場所から説明いたします。30 ページをご覧ください。6 月 4 日に現地確認いたしました。〇〇〇の駐車場側になります。農地区分は、第 3 種農地であります。面積は、△m²。田 1 筆であります。転用目的は、トレーラーハウス 7 棟の設置であります。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域では宿泊施設の建築は難しいのですが、今回のトレーラーハウスは、移動が可能という事で建築物に該当しません。一般基準ですが、適当と判断致します。排水同意や隣接同意も取れております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。推進委員の 2 番委員さんから補足説明や意見等はございませんか。

推 2 番

はい、今説明があった通りであります。何ら問題はないと判断致します。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この申請者は、以前隣接の申請がしてありますが、事業は何故されていないのですか。

事務局

事務局より説明いたします。平成 29 年の申請ですが、約 1 年以上経過している案件ですが、レストラン・法事会館の許

可が下りております。現場を見ましたが、未着工でありました。申請人に確認したところ震災による補助金の活用という事でその手続きが遅れて、許可は早かったのですが、グループ補助金の決定が今年の2月になっております。資金関係で着工できなかったのが理由であります。進捗状況報告書が出ておりますが、0%で報告が出ております。今回の宿泊施設と合わせて実施する計画であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。前回と今回の申請を行うような状況ですね。この案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、この案件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第30号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書3ページをご覧ください。

議案第28号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成30年6月11日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。4ページに利用権設定等状況一覧表の新規分、再設定申請が上がっております。面積の合計のみ読ませていただきます。今月新規の利用権設定が7件申請されております。今月の田の合計が21,215㎡、田以外の農地の設定はございませんので、合計21,215㎡であります。続いて議案書5ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、2件出ております。合計のみ読ませていただきます。田の合計が、1,018㎡畑の合計は1,223㎡でございます。総合計2,241㎡となります。続きまして、議案書6ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画を定める。

平成30年5月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成30年第6回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は22,233

m²畑の累計は、1223 m²。田畑合計で 23,456 m²となっております。右側の本年累計です田の合計が 227,151 m²です。畑の合計が 20,065 m²です。合計が 247,216 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
全委員賛成で、承認、決定いたします。
次に、議案第 31 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 31 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
議案書 9 ページをご覧ください。農用地利用配分計画案を掲載しております。この事業は、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行うものであります。制度の内容としては、所有者が農地を公社へ貸し出し、その後公社が担い手へ貸し出すものであります。今回は、御船町の法人の 1 件の申請になります。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局より説明がございました。この案件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認決定いたしました。続きまして、議案第 32 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 32 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
11 ページ 12 ページに掲載しております。5 月 21 日 5 月 24 日に現地確認へ行った箇所であります。新任委員さんの研修を兼ねて非農地通知判断をしていただいた判断結果であります。3 件 5 筆であります。14 名の判断結果、11 ページが非農地とし

て判断承認された分であります。2件3筆、12ページに1件2筆が、否認された分であります。こちらに関しては、新任研修を目的としておりましたが、判断の要件を満たしておりましたので、今回議案の上程として出しております。以上です。

議 長
事務局

はい、ありがとうございました。12ページは、橋の際ですか。12ページの否認となった案件については、以前〇〇〇があったところであります。

議 長
事務局

あの農地は、活用出来ない農地ではありませんか。一応、現地でも説明を致しました。議長もおっしゃったように草を刈っても周囲から見てもどうしようもないのではないか、というような意見もございました。2日間、14名の委員さん方に見ていただいたのですが、11ページの方は、耕作が不可能だと判断していただいた分であります。12ページが、耕作が出来るであろうと判断された方が多かったので、否認されました。

議 長
事務局
議 長

この否認農地は、転用をした方が良いと、いうことですね。事業目的を立てられて、転用された方が良いと判断致します。はい、解りました。非農地通知について承認いただける方の挙手をお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。賛成で多数で承認いたします。続きまして、報告第10号の報告をお願いいたします。議案書13ページをご覧ください。

報告第10号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成30年6月11日提出 御船町農業委員会。

耕作証明書を発行しております。ご確認ください。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これも報告であります。各自確認しておいてください。これで議案審議は終わりましたが、その他へ移ります。事務局からお願いいたします。

事務局

業務連絡

・農業委員会の委員、職員及び認定農業者の全国農業新聞購読状況と今後の取り組みについて

・マイナンバーの件について

私からは以上です。

議 長
事務局

他にはございませんか。

はい、私から2件ほどございます。

議 長

- ・被服アンケート
- ・全国農業委員会会長大会参加時の主な内容
- ・来月の総会の件 今後の開催場所の説明

他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 6 月の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

6 番

⑩

7 番

⑩